

こうちの木の住まいづくり助成事業現地調査等実施運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、こうちの木の住まいづくり助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項に規定する現地調査等のうち木材の含水率検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この運用基準において用いる用語の定義は要綱第2条に定めるほか、次の号に定めるところによる。

- (1) 「計測器」とは、高周波容量式の木材水分計をいう。
- (2) 「含水率」とは、計測器により測定した木材の水分値をいう。
- (3) 「基準値」とは、梁、桁、母屋及び棟木にあつては含水率25%をいい、それ以外の部位にあつては含水率20%をいう。
- (4) 「検査員」とは、含水率検査を実施する県の職員をいう。
- (5) 「対象部位」とは、申込書第4面に記載している県産乾燥材を使用する部位をいう。

(含水率検査の対象)

第3条 含水率検査の対象は、要綱第7条第1項に規定する申込書（以下「申込書」という。）を提出している住宅のうち、工事の工程上対象部位の含水率を測定することが出来る住宅とする。

(含水率検査の通知)

第4条 検査員は、含水率検査を実施する場合は、申込者、若しくは要綱第14条第1項に規定する代理者又は当該工事の現場監督員（以下「立会者」という。）に事前に口頭で通知を行うものとする。

(含水率検査の立会)

第5条 含水率検査は、立会者の立会のもとに行うものとする。

(含水率検査の項目)

第6条 検査員は、次の各号に掲げる項目について検査を行うものとする。

- (1) 対象部位の施行状況及び含水率
- (2) その他補助事業上必要と思われる事項

(含水率検査の実施方法)

第7条 検査員は、次の各号に従い検査を行うものとする。

- (1) 対象部位が申込書のとおり施工されているかを、工程上目視が可能な範囲で確認すること。
- (2) 工程上測定が可能な対象部位の含水率を計測器にて測定すること。
- (3) 含水率は、対象部位毎に3カ所程度を抽出して測定を行い、その結果の平均値を該当部位の含水率（以下「部位別含水率」という。）とする。

- (4) 目視確認した対象部位及び含水率の測定値表示画面等の写真を撮影すること。
- (5) 含水率検査の帳票等を作成し、調査等の内容を記録すること。

(含水率検査の結果の対応等)

第8条 含水率検査の結果の対応等は、次の各号に従うこととする。

- (1) 指摘事項が無い場合は、含水率検査結果は合格とする。
- (2) 対象部位が申込書と異なる部位がある場合は、異なる部位を前条第5号の帳簿に記録し、要綱第9条に規定する申請書の審査時に整合性を確認すること。
- (3) 含水率が基準値を超える部位がある場合は、納材時の含水率検査の写真若しくは現地での含水率検査の写真を提出させること。
- (4) 部位別含水率が基準値を超える部位がある場合は、該当部位全体の乾燥区分をグリーン材とみなし補助対象外とすること。ただし、再検査等を実施して基準値以下であることを確認することが出来た部位は除くものとする。
- (5) 部位別含水率が基準値を超える基本部位がある場合は、該当部位全体を基本部位に対する県産乾燥材使用割合算定時の県産乾燥材から除外して使用割合を算定すること。ただし、再検査等を実施して基準値以下であることを確認することが出来た部位は除くものとする。

(含水率検査の結果の通知等)

第9条 検査員は、含水率検査の結果を立会者に口頭にて通知を行うものとする。

- 2 前条3号及び4号の指摘事項があった場合は、立会者と対応方法について協議を行うものとする。
- 3 本運用基準に記載がない事項については、木材産業振興課内協議にて詳細を決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。